



(記載注意)

- 1 表外のかっこ内は、例えば宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載する。
- 2 4の①の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りをする等と、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄は、工事中又は工事完了後の表流水、湧水又は工事中用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、必要に応じ図面に排水経路等を明示して説明する。
- 3 4の②の「掘採の方法」欄は、露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採後の土地の形状」欄は、掘採前と同様の形状とする等と記載する。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、必要に応じ図面に排水経路等を明示して説明する。
- 5 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を、例えば砂利採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする等と記載する。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載する。
- 7 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付する。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて森林法、その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載する。